

平成29年度
第1回長浜市都市計画審議会
会 議 録

長浜市都市計画審議会

平成29年度第1回長浜市都市計画審議会 会議録

- 日 時 平成29年7月27日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで
- 場 所 長浜市役所 3階 3-Bコミュニティルーム
- 出席委員 14人
会長 塚口博司
1号委員 大塚敬一郎、森善昭、押谷小助、西村豊和、岡井有佳、村上修一、中島宗一、中島一枝、松原智子
2号委員 西邑定幸、中川リョウ
3号委員 西寫照毅、荒木まつる
- 欠席委員 1人
1号委員 西前智子
- 事務局 5人
米澤部長、嶋田課長、雨森副参事、丸山主幹、山口主幹、二宮主査
- 説明者 3人
湖北広域行政事務センター 中野副参事、樋口主幹、勝木主事
- 傍聴人 0人
- 配布資料
- ・次第
 - ・資料1 長浜市都市計画審議会委員名簿
 - ・資料2 長浜市都市計画審議会条例
 - ・資料3 長浜市情報公開条例等
 - ・資料4 祇園天王地区地区計画原案の申出につき、意見を求めることについて
 - ・資料5 祇園八ノ坪地区地区計画原案の申出につき、意見を求めることについて
 - ・資料6 報告事項関係資料
- 会議録
- 1 開会
 - 2 あいさつ
米澤部長(省略)

3 資料確認

4 会議成立の報告、会議公開の確認

5 会議録署名人選出

西邑定幸委員、西村豊和委員

6 平成28年度第3回長浜市都市計画審議会答申事項の報告

事務局から報告

7 審議事項

● 諮問第29-1号 祇園天王地区地区計画原案の申出につき、意見を求めることについて

(事務局)

- ・資料4及びパワーポイントに基づき説明（省略）

(会長)

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

- ・当該地は、何らかの遺跡であると聞いたが、地区計画には影響ないのか。

(事務局)

- ・地区計画の申出を受ける前の事前相談の際に、関係各課に照会している。この際、埋蔵文化財に関しては、歴史遺産課が開発前に調査を行い、守るべきものがあれば、所定の措置が取られることになる。

(委員)

- ・地区計画の目標で既存集落とのコミュニティ形成を重視とある。実際、高月地域の住宅地などでは、コミュニティ形成に直結するような問題があり、この地区計画の目標遂行のために行政がどういった指導を行うのかをお聞きしたい。

(事務局)

- ・地区計画に関わらず様々な地域で住宅が開発されているが、家を建てられた方が地元のコミュニティに参加していただくことがまず重要であると考えている。このため、開発業者に対して、家を建てられる方が自治会に加入するようお誘いをしてくださいと指導を行っているところである。

(会長)

- ・確認するが、2つの地区計画の申出書において、地区計画の種類の記事が「沿道型（住居系）」と「沿道型（商業地域・住宅地域）」となっている。「系」と「地域」では、どちらが正しい記事なのか。

(事務局)

- ・長浜市の運用基準では、「沿道型」もしくは「沿道型（非住居系）」の記事しかない。申出者がわかりやすいという意味で付記されているだけのものである。

(会長)

- ・それでは、ご意見もご質問も出尽くしたように思う。お諮りするが、諮問第29-1号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議なしということで、諮問第29-1号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、諮問第29-2号について説明をお願いします。

●諮問第29-2号 祇園八ノ坪地区地区計画原案の申出につき、意見を求めることについて

(事務局)

- ・資料5に基づき説明(省略)

(会長)

- ・それでは、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

- ・当該地の南側は道路整備が終わっているようだが、西側については道路整備がまだのように見える。道路整備状況はどうか。

(事務局)

- ・西側の道路主要地方道木之本長浜線については、ただいま整備中で歩道拡幅を年内まで行う予定である。

(委員)

- ・この道路沿道については商業系用途にふさわしいものなのか。

(事務局)

- ・この道路の南にはコンビニや飲食店などの店舗が既に複数あり、商業系用途にふさわしいものとする。

(委員)

- ・この道路の北側は農用地区域もかかっていると思うが、道路拡幅されるのか。

(事務局)

- ・北側については国道8号まで順次道路拡張される予定である。

(委員)

- ・では、北側についても道路拡張とともに開発されていく予定で商業系用途にふさわしいとの判断なのか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(委員)

- ・すぐ側に農用地区域も残る中での商業用途の判断は少し疑問が残るところである。当該地の地権者が8名ということだが、地区計画区域の中のAからC地区の区域界については土地の地権者がかわる線によるものなのか。区域界について教えてほしい。

(事務局)

- ・A地区とB・C地区の区域界についてはそのとおりで、A地区には2名、B・C地区には6名の地権者がいる。BとC地区の区域界は道路から20mのところを区域界としている。

(会長)

- ・先ほどの質問について、少し再確認したい。当該地域の北側の農用地区域も道路拡張と

ともに開発していくという意味であったのか。そうであれば、都市計画の理念に反することになる。

(事務局)

- ・そのような意味ではなく、当該地域の北側には農用地区域ではない白地部分も存在しており、その部分については道路拡張と共に順次開発されていくであろうという意味である。

(委員)

- ・2つの地区計画の雨水排水について大井川との取り合いをどう考えているか。

(事務局)

- ・八ノ坪地区の雨水排水については、大井川ではなく、当該地の西側を南北に流れる暗渠があり、そちらに接続することになる。天王地区の雨水排水は、大井川に接続するが、接続部である当該地の北西に公園を配し、調整池のような一時的な貯水機能をもたせている。こういった雨水排水についても、開発前に市から指導しているところである。

(委員)

- ・天王地区には集会所が予定されているが、八ノ坪地区には集会所が予定されていない。この地区は隣接した地区の集会所を利用されることになるのか。

(事務局)

- ・天王地区は新たな自治会を発足されるため、集会所が予定されている。八ノ坪地区は従前の自治会に入られるため、道路を挟んだ南側200mのところにある従前の自治会の集会所を利用されることになる。

(会長)

- ・それでは、ご質問ご意見も出尽くしたように思う。お諮りするが、諮問第29-2号について原案どおり承認することで異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議なしということで、諮問第29-2号について原案どおり承認することにする。
- ・それでは、答申案を作成するため暫時休憩する。

【暫時休憩】

(会長)

- ・それでは、再開する。事務局から答申案の朗読をお願いします。

(事務局)

- ・答申案の朗読。

(会長)

- ・ただいまの答申案について異議はないか。

－異議なしの声－

(会長)

- ・異議がないようなので、答申案のとおり本日付けをもって市長へ同意する旨の答申を行う。以上をもって、本日の諮問案件の審議は終了する。

8 報告事項

●豊公園に係る用途地域の変更について

(事務局)

- ・資料に基づき説明（省略）

●長浜中央公園の見直しについて

(事務局)

- ・資料に基づき説明（省略）

●長浜市の都市計画データについて

(事務局)

- ・資料に基づき説明（省略）

●湖北広域行政事務センター新施設候補地決定について

(説明者)

質疑等 特になし。

9 その他

(会長)

- ・その他、各委員、事務局から何かあるか。

(事務局)

- ・特になし。

10 閉会あいさつ

嶋田課長（省略）